

新大阪駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議
及び新大阪駅周辺地域まちづくり検討部会傍聴要領（案）

（趣旨）

第一条 この要領は、「新大阪駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議及び新大阪駅周辺地域まちづくり部会運営要綱」第二条第一項に基づき、新大阪駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議及び新大阪駅周辺地域まちづくり検討部会（以下「会議・部会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の定義）

第二条 この要領において傍聴人とは、報道関係者、大阪府・大阪市及び会議・部会の関係機関の職員以外で、会議・部会を傍聴する者をいう。

（傍聴人の定員）

第三条 傍聴人の定員は10人とする。ただし、議長・部会長が必要と認めたときは、定員を変更することができる。

（傍聴の受付）

第四条 傍聴を希望する者は、会議・部会開始時刻の30分前から会議・部会開始時刻までに受付を済ませ、係員の指示にしたがって傍聴席に着席するものとする。ただし、会議・部会開始時刻の変更等これにより難しい場合は、別に議長・部会長が指定する時間に受付を済ませなければならない。

2 傍聴の受付は、先着順とし、定員に達した場合には、前項の規定にかかわらず、受付を終了する。ただし、受付を開始した時点で傍聴希望者が定員を超えている場合には、直ちに受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。

3 会議・部会及び傍聴手続の開始予定時刻並びに傍聴受付場所については、会議・部会開催の前日までに大阪府及び大阪市のホームページに掲載する。

（会場に入ることができない者）

第五条 次に該当する物を携帯し、又は着用している者は、会場に入ることができない。

一 刃物、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物

二 はち巻、ゼッケン、ビラ、垂れ幕の類の物

三 前二号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがある物

2 酒気を帯びていると認められる者は、会場に入ることができない。

3 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者は、会場に入ることができない。

(傍聴者の守るべき事項)

第六条 傍聴人は、会場内では静かに傍聴することとし、次の事項を守らなければならない。

- 一 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は示威的行為をしないこと。
- 二 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、体調不良その他相当の理由があると認める場合は、この限りではない。
- 三 IC レコーダー、携帯電話、パーソナルコンピュータ等の録音機能を有する機器は、使用できないよう電源を切り、かばん等に収納すること。
- 四 飲食又は喫煙をしないこと。
- 五 会議・部会終了後、直ちに会場から退出すること。
- 六 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真などの撮影及び録音などの禁止)

第七条 傍聴人は、会場内において写真撮影、録音、録画等をしてはならない。

(係員の指示)

第八条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第九条 傍聴人がこの要領に違反する時は、議長・部会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

- 2 傍聴人は、議長・部会長から退場を命じられた場合は、速やかに会場から退場しなければならない。
- 3 退場させられた傍聴人は、会議・部会を傍聴することができない。

(補足)

第十条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。